

## 財政健全化の基本的な考え方

右肩上がりの経済成長の終焉、地方分権社会の到来の中で、本市の行政運営も従来型の「あれもこれも」の施策展開から「あれかこれか」の選択を自主的に行う、自己決定・自己責任の原則に基づく行財政システムの確立を図らなくてはならない。

本市は、これまでも行政改革を実施し行政運営システムの改善に取り組んできているが、平成15年6月に「第2次河内長野市行政改革大綱」を策定し、改めて今後5年間の改革の方向性を定めたところである。

この大綱において「時代の要請に対応し、資源を有効に活用した新たな行政運営システムの構築と、市民と行政の協働関係の構築への取り組みを本大綱の大きな方向性とする」とあるように、現在の情勢に対応した行政サービスの見直しを進めなければならない。

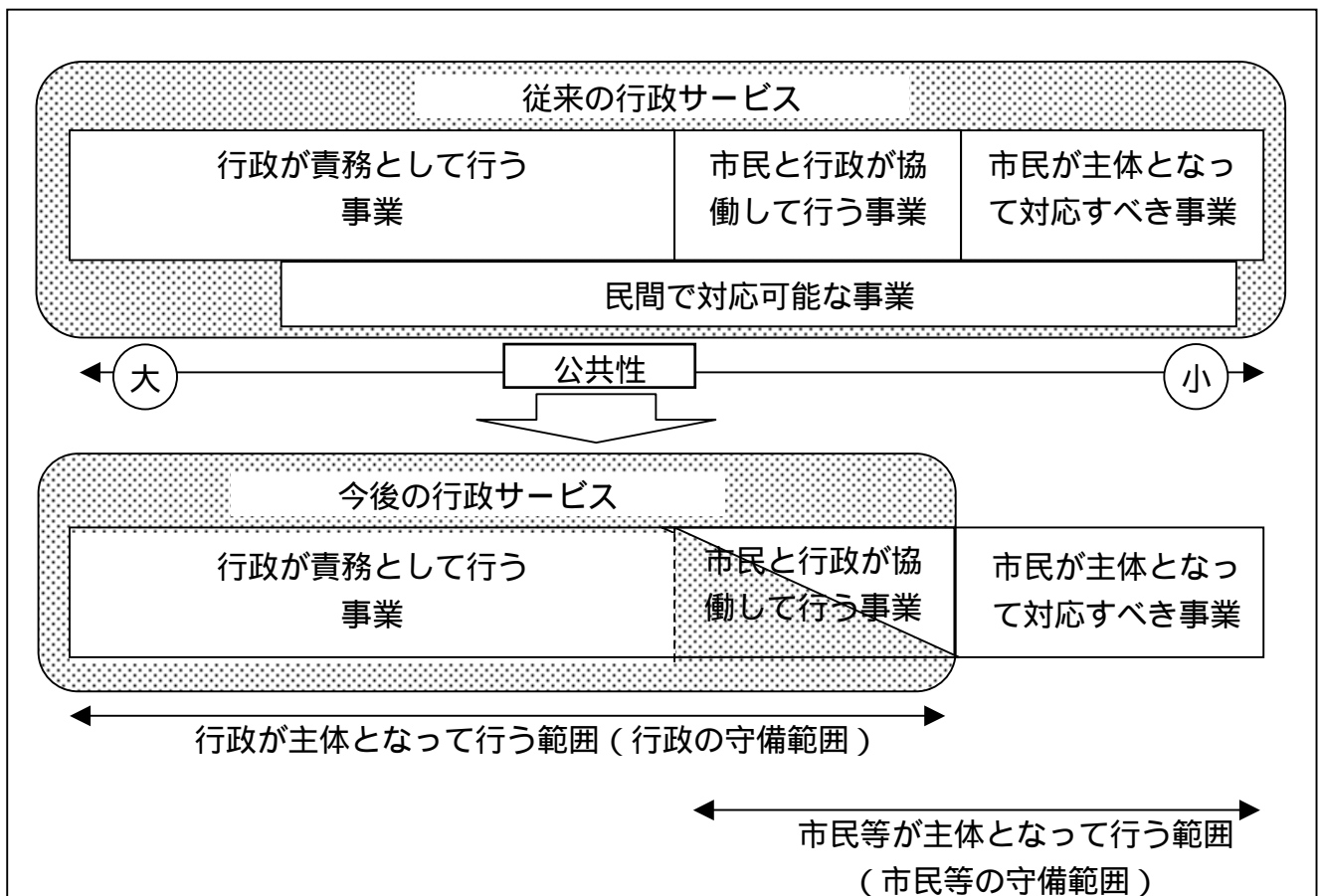
### 1 財政健全化の基本方針

#### (1) 行政サービスの分類・整理

従来から、行政サービスは市民ニーズに対応した展開に心がけ進めてきたが、先に述べた財政状況の今後の見通しで明らかなように、現在の経済情勢の下で現行サービスを続けていくことは実質的に不可能であり、人件費の削減や、経費の削減など行政内部の削減努力を進めることを前提にしながらも、サービスの見直しは不可避の状況になっている。

そこで、現在行政が行っているサービスと今後のあり方を、公共性（行政関与の必要性）の観点から分類・整理すると下図のように表すことができる。

図30 行政サービスの分類・整理



## (2) 財政健全化の基本方針

今後の行政運営においては、上図のように、従来の行政の守備範囲を見直し、行政はその責務において行うこと（道路・下水道整備、学校教育、ごみ収集、生活保護など）を中心にその責任を果たし、市民と行政が協働して行うこと（社会教育、地域施設管理など）については、市民と行政がお互いの長所を生かしつつ協力して事業を推進し、市民が主体となって対応すべきこと（クラブサークル活動、スポーツ活動、地域清掃など）については、市民の自主・自立活動を尊重し、行政はそのような市民活動と連携をとり、必要に応じて支援を行うこととする。

この度の財政健全化プログラムにおいては、以上のような観点からの事業整理を進めることとし、次のとおり基本方針を定める。

### 財政健全化基本方針

地方分権に対応し、行政の役割を明確にした自主・自立の財政運営を確立するとともに、時代の要請に的確に対応し、効果的な資源配分を行う効率的で健全な行政経営システムを構築する。

上記方針に沿って行政のサービス範囲の整理を行い、それぞれの分類に応じた適正なサービス水準の維持に努め、市民と行政が協働するまちづくりを進めながらも、その分野に応じた効率化方策を追求し、健全な行政運営を進めることとする。

## 2 分類ごとの健全化方針

### (1) 行政が責務として行う事業の健全化

行政が責務として行う事業は、基本的には行政しか行えないサービスであり、その性質として、市民生活に直結したサービスが多く、他の実施主体がない以上、その実施方法、範囲、効果などについて行政自ら判断し、本当にサービスを必要とする市民に適正な水準のサービス提供を行うとともに、市民からの税金で行っているサービスであることを常に自覚しなければならない。

しかしながら、このサービスは、その競争相手が存在しないことなどによる比較検証が困難なことを主な要因として、その経費や方法について硬直化する傾向にあり、いわゆる前例踏襲主義や他市との横並び主義に陥りがちである。

民間企業では、常に競争原理の中でサービス提供が行われているため、その資源の投入に関しては経費節減に向けた努力が、提供内容については競合他社との差別化が命題であり、行政のそれとは対照的である。

そこで、行政においても、競争原理を意識し、たゆまぬ合理化と提供内容の見直しを

図り、目的達成のために最少の経費でサービスを提供するように努めなければならない。

#### <重点項目>

##### 徹底した合理化による効率性の確保

合理化とは、単に経費をカットすることではなく、事業実施について、目的達成のために最少の経費で事業を行うこと、すなわち、サービス水準を維持しつつ投入資源を最少化することである。

そのための方策として、従来から委託による経費削減や、IT化の推進、嘱託員・アルバイトの活用など様々な手段を講じてきた。

しかしながら、例えば委託料については、長年にわたる随意契約などから経費が硬直化し、委託することが経費削減にならないものも見受けられる。

そこで、事業実施の手法の検討を前提として、実施内容について一から見直しを行い、徹底した経費削減に努めなければならない。そのために、経費の一つ一つから見直しを行い、単に不必要なものを削減するというのではなく、絶対必要な経費以外は削減するという姿勢で対応しなくてはならない。特に委託業務については安易な委託を避け、事業実施に不可避なものだけを委託するように、常に仕様書の再点検と競争入札を実施し、合理化を徹底しなくてはならない。

##### サービス提供範囲・内容の見直し

行政サービスは、基本的には市民全体を対象とする中で、必要な市民に必要なサービスを提供するものであり、サービスを提供するにあたっては、「なぜ」、「誰に」、「何を」というような項目について常に留意しなければならない。

現行のサービスにおいても、その目的に応じた効果的なサービスを提供するため、以下の点に留意した見直しを行うものとする。

#### 1. 提供範囲の見直し

行政サービスは、広く提供すれば有効なサービスというのではなく、必要な市民へ提供するという限定したサービスを原則としなければならない。

特に給付金などの扶助費や各種補助金については、目的に照らして対象範囲を精査し、所得制限や年齢制限を設けるなど、行政の扶助を本当に必要とする市民へ、必要なサービスを提供するように努めなければならない。

#### 2. 提供内容の見直し

行政サービスは、原則として市民ニーズに対応したサービス提供であるはずである。しかしながら、市民ニーズが多様化し複雑化する現代社会において、全ての市民ニーズに応えることは実質的に不可能であり、行政としては常に最適なサービス提供のための取舍選択を行う必要がある。そのための目安として、国・府の補助・負担基準などを採用し、それ以上のサービス（いわゆる上乘せ・横出しサービス）については、本市の実情などを考慮し、そのサービスの必要性について十分精査し、再度その必要性について見直しを行わなければならない。

### 3. 類似サービスの統合

市民ニーズの多様化を背景とした行政サービスの肥大化の中で、様々なサービスに取り組んでいるが、中には、目的の違いはあっても、類似したサービス提供が見受けられる。このようなサービスについても、全庁的な施策体系の中で整理統合を図り、サービス提供の合理化に努めなければならない。

時代に対応するサービス提供内容などの見直し

従来は、行政が一度開始したサービスの見直し・廃止を行うことは、困難なことであった。しかしながら、平成16年度から運用を開始する「行政評価システム」を活用することで、個々の事業ごとの成果算定と総経費算定が可能となり、事業ごとの評価が可能となる。このシステムを活用し、施策体系を整理する中で、経費に対して効果が少ないものなどについては、見直しを行う必要がある。この見直しについては、不必要な事業の抽出を行うのではなく、全ての事業の必要性を毎年点検することを原則とし、そのための手段として「行政評価システム」を活用し見直しを行う仕組み作りが求められている。

また、廃止に至らないまでも、費用対効果の低い事業については、サービス内容の再点検や経費削減努力を続け、資源の有効活用に努めなければならない。

ハコモノなどの建設投資の抑制

道路、下水道、学校、公共施設などは、市民生活に直結する社会整備資本であり、その整備主体は行政が受け持つ分野である。従って、より快適な市民生活を提供する行政体としての責務からは、社会資本整備については一定のレベルで進めなければならない。

しかしながら、現在の経済状況のもとで、特に施設整備を従前のペースで進めることは、経常経費を更に圧迫することになり、財政状況の悪化に繋がりがかねない。

そこで、再度建設投資についても、その手法などについて見直しを行い、その状況に応じた資本整備を進めなければならない。

#### 1. 総合的・客観的な計画に基づく整備

社会資本整備には、道路、下水道、学校など様々な分野があり、本市では現在、長期的な財源見通しに基づく総合計画実施計画において全体調整が図られる中で、その分野ごとの計画により整備が進められている。

今後は、この総合計画実施計画の調整・推進機能に客観的な指標を導入するとともに、建設投資分野における横断的な指標を策定し、個々の分野ごとの整備計画から、市の長期的な財政見通しに合わせた総合的な整備計画へと発展させ、その計画に基づく整備を進めなければならない。

そのための指標として、いわゆるB/C(費用対効果)を明確にした順位付けと、財政状況に合わせた年次計画を明らかにし、個々の計画を客観的に評価できるシステムを確立しなければならない。

## 2. 長期的な負担を考慮した計画に基づく整備

社会資本整備の中で、特にハコモノなどの施設建設については、建設後の管理運営経費に加え、建設のための起債の償還や維持補修経費など、長期的に経常経費負担が発生することから、整備を決定する前に長期的な経費負担を明らかにした上で、建設にかかる費用対効果の検討を行い、長期的な財政見通しに立った整備計画に基づく整備を進めなければならない。

### (2) 市民と行政が協働して行う事業の行政の役割

市民と行政が協働して行う事業とは、行政がサービス提供の責務を負いながらも、広く市民、ボランティア団体、NPOなどとともに進める事業で、より市民に密着した分野で推進する事業である。例えば、社会体育施設などの施設管理運営がこの分野に該当する。この分野では、初期の施設整備などが行政の役割であり、その後の事業運営などについては、市民を中心として行っていくべきものである。

この分野の事業については、行政と市民の信頼関係の確立と、市民の自主的な活動の育成が不可欠であり、そのことに留意した事業運営に心がけなければならない。

#### < 重点項目 >

総合的な情報公開の推進などを通じた市民との信頼関係の確立

従来は行政だけで提供してきたサービスを市民と協働した事業運営に転換するためには、行政と市民の信頼関係の確立が不可欠である。特に行政が肥大化し市民との距離が乖離しつつある現状では、市民との距離を縮め、市民に理解を求めることが信頼関係を確立することに繋がる。

そこで、行政改革大綱で掲げている「市民との協働」を推進し、信頼関係の確立に努めなければならない。

市民の自主的な活動の育成と支援

市民と行政の協働を進めるには、市民活動の進展が不可欠であり、従来から活動を続けているボランティア団体、自治会、NPOなどの育成と支援を進めなければならない。特にNPO法人化については、今後の継続的な市民活動のあり方として注目されていることから、団体の意向を尊重しながらもNPO法人化に向けたボランティア団体の育成と支援を強化することとする。

自主的な活動との協働による事業運営の実現

市民との協働による事業運営では、双方がメリットを享受することが、継続した協働を実現するために重要である。行政側の経費節減というような都合だけで協働を進めるのではなく、市民活動側もメリットを享受できるような協働を進めなければならない。特に、市の事業を協働で行う場合に、その運営に関して十分なコミュニケーションと役割分担、業務範囲を明確にし、活動の支援と協働を両立させるような方策を検討しなければならない。

### (3) 市民が主体となって対応すべき事業への行政関与

行政が市民ニーズに対応する行政運営を続ける中で、本来市民が活動主体であり、行政は側面から支援すべき事業についても、その育成などの観点から、行政が主体となった事業運営を進めている事業が多く存在する。例えば、クラブサークル活動や、スポーツ活動、地域清掃活動などがこれに該当する。

これらの事業については、本来の市民活動を主体とする市民の自立した活動を基本として、行政の関与は最小限にとどめ、本来あるべき活動主体の自主運営へと転換を図らなければならない。

#### <重点項目>

##### 自主・自立の活動を基本とする行政関与の最小限化

市民の自主的な活動を基本とするものについては、その自主性を尊重し、かつ自立した活動を促進する観点から、行政は市民などからの相談に対して支援する程度の関与を行うなど、市民が主体となることを原則として、行政関与の最小限化に努める。

##### 自立促進支援への転換

このような市民活動を支援する場合においても、補助金などの金銭的な活動支援については、自主・自立の観点から、その必要性の点検と可能な限りの時限化を行うなど、自主・自立につながる育成と支援に転換することが重要である。

### (4) 民間で対応可能な事業への行政関与

現在、行政が行っている事業のうち、民間でも同様のサービス提供があり、官と民が競合するサービスについて、今後も行政としてのサービス提供が必要か見直す必要がある。

これらのサービスについては、民間サービスが不足している状況で、それを補完する意味から行政が行ってきたサービスや、民間のサービスとは異なる趣旨で、サービスを行っているものなどがある。

いずれにしても、現在のところ、行政がサービス提供を停止しても民間において同等のサービスを提供することが可能なものについては、再度、行政関与の必要性について見直しを行い、「民間で行えることは民間にまかせる」ことを原則とした行政運営を行わなければならない。

## 3 資源を最大化するための歳入の確保

上記健全化方針に従い、行政サービスの見直しを図る上で、資源を最大化する方策として、歳入の確保に努めなければならない。

そのためには、本市歳入の根幹をなす市税収入をはじめ、使用料や手数料などの自主財源を長期安定的に確保するための取り組みが必要である。

その方策として、市税徴収率の向上や適正な受益者負担の徹底を図ることとする。

なお、使用料をはじめとする受益者負担については、受益と負担に係る市としての基準

を明確にし、適切な負担を求めることにより、行政サービス提供の均衡を図らなければならない。

#### 4 全庁・全市民的な推進

今回の財政健全化プログラムは、行政経営システムの大きな変革であり、市民サービスに直接影響を及ぼすものも多数含まれる。

そこで、今回のプログラムの推進にあたっては、市民などへの十分なアカウンタビリティ（説明責任）の確保と、各年度の進捗状況や今後の見通しなどについての積極的な情報公開により、市民と行政の情報共有を進めなければならない。

また、庁内については、プログラムの策定段階から各年度の実施計画に至るまで、十分な周知徹底と併せて進捗管理を行うなど、本プログラムの実効性を確保しなければならない。

#### 5 財政健全化プログラムの目標

平成20年度の経常収支比率が90%を超えることのないよう努める。

#### 6 財政健全化プログラムの実施期間

実施期間は、平成15年度から平成19年度までとし、平成16年度から平成20年度までの予算編成に対応するものとする。

#### 7 進行管理と見直し

財政健全化プログラムの確実な進捗を図るため、随時・適切な進行管理を行うとともに、プログラムとの乖離については必要な見直しを行うものとする。

#### 8 財政健全化プログラム実施による収支見通し

##### (1) 収支見通しの考え方

財政健全化プログラム実施による収支見通しについては、表29の収支見通しを健全化前として採用し、財政健全化基本方針に基づき、具体的な健全化方策を実施した後の姿を表したものである。

歳入歳出ともに一般財源ベースで、歳入増収額・歳出効果額を積み上げたものを推計している。

##### (2) プログラム実施による収支見通し

本市の財政健全化プログラム実施による収支見通しは表31のとおり

表 3 1 本市財政の収支見通し（平成 1 4 年度～ 2 1 年度）＜健全化後＞

（単位 百万円）

区 分	H 1 4		H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9		H 2 0		H 2 1		
	決算見込	増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率	
健全化前	經常一般財源収入 (A)	21,870	1.6	22,371	2.3	22,026	1.5	22,049	0.1	21,905	0.7	21,971	0.3	22,026	0.3	22,010	0.1
	臨時一般財源収入	1,864	3.3	1,747	6.3	1,689	3.3	1,631	3.4	1,503	7.8	1,499	0.3	1,480	1.3	1,470	0.7
	一般財源収入合計 (B)	23,734	1.7	24,118	1.6	23,715	1.7	23,680	0.1	23,408	1.1	23,470	0.3	23,506	0.2	23,480	0.1
	經常一般財源支出 (C)	19,910	2.6	20,406	2.5	20,964	2.7	20,998	0.2	21,389	1.9	22,047	3.1	21,662	1.7	21,756	0.4
	臨時一般財源支出	2,477	54.0	1,913	22.8	1,860	2.8	1,854	0.3	1,849	0.3	1,892	2.3	1,949	3.0	2,061	5.7
	一般財源支出合計 (D)	22,387	1.6	22,319	0.3	22,824	2.3	22,852	0.1	23,238	1.7	23,939	3.0	23,611	1.4	23,817	0.9
	収入支出差引 (B)-(D)= (E)	1,347	36.1	1,799	33.6	891	50.5	828	7.1	170	79.5	469	375.9	105	77.6	337	221.0
	実施計画充当額 (F)			2,125		2,202		2,204		2,190		2,197		2,202		2,201	
	再差引(財源不足額) (E)-(F)= (G)			326		1,311		1,376		2,020		2,666		2,307		2,538	
	財源不足累計額					1,637		3,013		5,033		7,699		10,006		12,544	
	經常収支比率 (C)/(A)	91.0		91.2		95.2		95.2		97.6		100.3		98.3		98.8	
	財調基金(財源不足額対応)	3,884	4.1	3,560	8.3	2,249	36.8	873	61.2	1,147	231.4	3,813	232.4	6,120	60.5	8,658	41.5
健全化後	増収額・効果額					91		313		550		612		677		677	
	歳入 増収額(經常) (H)					91		313		550		612		677		677	
	増収額(臨時)					200		379		110		135		407		0	
	歳出 効果額(經常) (I)					454		809		1,014		1,175		1,387		1,387	
	効果額(臨時)					47		57		16		13		145		0	
	建設事業費効果額					44		659		0		0		0		0	
	増収・効果額等合計 (J)					742		2,103		1,658		1,909		2,326		2,064	
	差引財源不足額 (G)-(J)					569		727		362		757		19		474	
	財源不足累計額					569		158		204		961		942		1,416	
	經常一般財源収入 (A)+(H)= (K)					22,117		22,362		22,455		22,583		22,703		22,687	
	經常一般財源支出 (C)+(I)= (L)					20,510		20,189		20,375		20,872		20,275		20,369	
	經常収支比率 (L)/(K)					92.7		90.3		90.7		92.4		89.3		89.8	
公債費比率	13.5		13.8		15.7		18.2		14.5		15.0		13.9		13.0		
起債制限比率 単年度	9.1		9.3		11.2		13.9		10.0		10.4		9.3		8.4		
3 力年平均	11.2		10.8		9.9		11.5		11.7		11.4		9.9		9.4		
公債費負担比率	16.0		14.1		18.3		17.9		15.0		15.3		14.7		14.1		
基金	財調基金	3,884	4.1	3,560	8.3	2,991	16.0	3,718	24.3	3,356	9.7	2,599	22.6	2,618	0.7	2,144	18.1
	普通建設事業基金	4,062	16.3	3,124	35.6	828	73.5	0	100.0	0	-	0	-	0	-	0	-
	減債基金	2,784	0.1	2,689	3.3	2,003	25.5	1,334	33.4	1,278	4.2	1,226	4.1	1,193	2.7	1,170	1.9